

第 52 号

熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例の制定について

熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例

熊本県地域医療再生基金条例（平成21年熊本県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県地域医療再生基金を活用した事業の終了に伴い、熊本県地域医療再生基金条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。